

第3章 全体構想

1. 土地利用方針

まちづくりの方針で掲げた将来都市像の実現に向け、本市がめざすべき土地利用の方向性を示す土地利用方針を設定します。

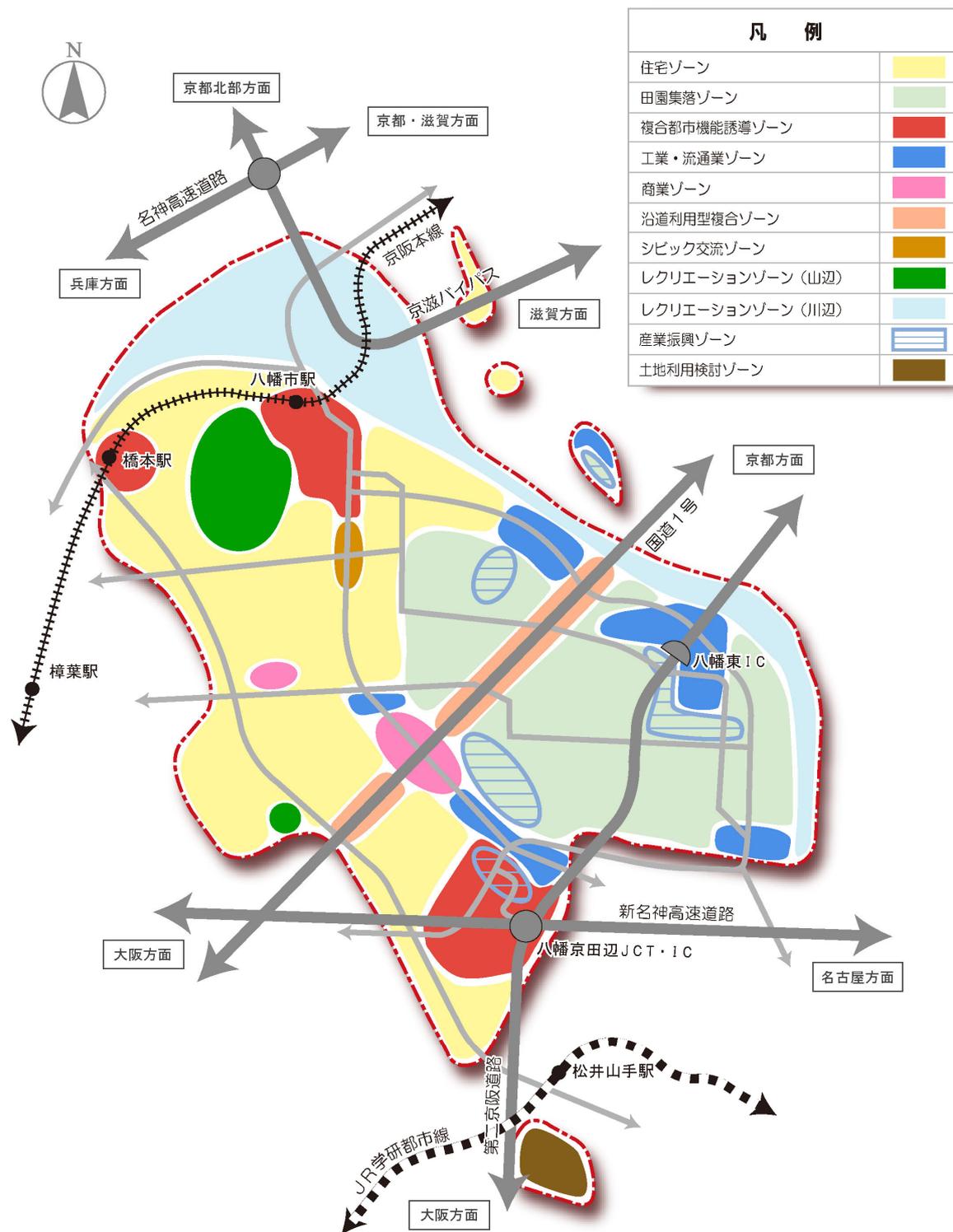
設定にあたっては、現在の土地利用の状況を踏まえた上で、住宅系・商業系・産業系などの土地利用をそれぞれ適正に配置することで、都市としての機能・質を高めたコンパクトシティの実現をめざします。

ゾーン	土地利用方針
住宅ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の西部及び南部に広がる住宅地では、生活道路や公園・緑地などの都市基盤の整備などにより、ゆとりと潤いのある良好な住環境の保全を図ります。 ・男山地域では、当地区の将来目標である「地域とともに元気に暮らしていきたい、住みたい、住みつづけたい男山」の実現に向け、多様な主体による取組を継続して進めます。 ・また、生活サービスやコミュニティの持続的な確保に向け、公共交通の利便性向上や拠点地域周辺の住替促進などによる居住地の集約化を図ります。
田園集落ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中央部から東部にかけての田園集落では、優良農地と集落が共生するゾーンとして、集落での生活環境の向上を図るとともに、美しい田園環境の保全に努めます。
複合都市機能誘導ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡市駅周辺では、都市機能の集積を図るとともに、観光まちづくりの観点から商業機能の充実による賑わいの創出を図ります。 ・橋本駅周辺では、交流や生活の拠点として、新たな都市機能の誘導を図ります。 ・八幡京田辺 JCT・IC 周辺では、広域交通結節点という利便性を活かし、本市の新たな玄関口として、多様な都市機能の集積による魅力と賑わいの創出に向けた土地利用の実現を図ります。
工業・流通業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の東部などに位置する既存の工業地では、広域幹線道路の結節点となる立地特性を活かし、周辺環境との調和に配慮した付加価値の高い企業の集積を図ります。
商業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の商業地については、それぞれの立地特性を活かした商業機能の充実を図ります。 ・一ノ坪地区は比較的広範囲からの集客を想定した商業地として、男山中央センターは日常生活に必要な買い物需要を担う商業地として、機能の充実を図ります。

ゾーン	土地利用方針
沿道利用型複合ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・国道1号などの幹線道路沿道では、近隣住民の生活利便性や道路利用者の利便性向上、商業・業務機能の増進などに向け、周辺の住環境に配慮しながら、沿道にふさわしい施設の立地を図ります。
シビック交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機能が集積する市役所周辺では、行政サービスや市民文化の中心地として、親しみのある都市空間の維持・機能の充実を図ります。 ・計画している庁舎建替に合わせ、本市の防災拠点としての機能の創出を図ります。
レクリエーションゾーン（山辺）	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史の面影深い樹林地である国宝石清水八幡宮本社を含む男山や円福寺周辺では、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、歴史文化の発信地やレクリエーションの場としての活用を図ります。
レクリエーションゾーン（川辺）	<ul style="list-style-type: none"> ・雄大な水辺空間を有する三川合流周辺から木津川にかけては、豊かな自然環境の保全と調和に努めるとともに、レクリエーションの場としての活用を図ります。
産業振興ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・新名神高速道路開通のインパクトなどを活かし、業務用地の需要拡大が見込まれる地域については、周辺の動向を踏まえた計画的かつ適正な土地利用を検討し、産業の振興を図ります。 ・なお、都市計画・農業振興計画など各種土地利用計画の見直しに必要な前提条件のもと検討を行い、計画的な土地利用を進めます。
土地利用検討ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な低層住宅地としての土地利用の実現に向け、周辺地域の動向に合わせた検討を進めます。

※前提条件：上位関連計画との整合や農業施策との整合、営農継続希望者への対応、合理的な区域設定かつ一体的な整備及び企業立地の見込み、地権者との合意形成の見込み、周辺既成市街地及び周辺農地との調和、客観的かつ計画的な市街地整備の担保、高速道路 IC 及び幹線道路などの広域交通ネットワークの活用

■ 土地利用方針図



2. 市街地及び集落の整備方針

(1) 基本方針

本市の市街地及び集落は、鉄道駅周辺を中心に広がる従来からの市街地、男山周辺の計画的に整備された市街地、近年開発が進められた市域南部の新市街地、市域東部の工業系の市街地、市域の中央から東部の田園地域に点在する農村集落などで構成され、それぞれがまとまって分布しています。

今後は、本計画で定めた将来都市構造や土地利用方針の考え方などに基づき、各市街地の特性に応じた市街地環境の充実を図るとともに、さらなる居住地の集約化を図ることで、本市の特性を活かしたコンパクトなまちづくりを推進します。

特に、鉄道駅周辺や都市基盤整備が進められている八幡京田辺 JCT・IC 周辺などの本市の核となる拠点においては、都市としての賑わいの向上をめざし、周辺整備と合わせた都市機能の誘導による機能強化を図ります。

(2) 整備方針

① 都市機能誘導拠点の整備

- 広域的な交流拠点である八幡市駅周辺については、本市の北の玄関口として、まちづくりの中心にふさわしい都市機能の誘導・充実を図るとともに、観光まちづくりの観点から商業機能の充実による賑わいの創出を図ります。また、都市機能誘導拠点としての機能を高めるため、再整備事業の活用及び放生川踏切の拡幅や市道科手土井線の整備、駅周辺の放置自転車対策などを進めます。
- 橋本駅周辺については、本市の新たな広域交流の場として、必要な都市機能の誘導・充実を図ります。また、都市機能誘導拠点としての機能を高めるため、橋本駅南側の駅ロータリーの移築、市道橋本南山線と橋本駅とを結ぶ（都）橋本駅前線の整備を推進します。なお、必要に応じ都市計画変更を行い、周辺地域への波及効果も見据えた橋本駅周辺整備を推進します。
- 八幡京田辺 JCT・IC 周辺については、広域交通の結節点という利便性を活かした本市の南の玄関口として、多様な都市機能の誘導・充実を図ります。また、都市機能誘導拠点としての機能を高めるため、競争力のある産業基盤の集積に向けた都市計画変更や周辺のアクセス道路の整備などを推進します。

② 住宅市街地の整備

- 既存の住宅地では、生活道路などの基盤施設の充実や緑化推進などを図るとともに、地域住民との協働による地区計画などの規制・誘導手法の導入を検討し、地区ごとの個性を活かした良好な住環境の保全・充実を図ります。

- 特に、住宅密集地では、公園・緑地やポケットパークの整備によるオープンスペースの確保や生活道路の整備などによる防災機能の強化を促進します。
- 男山地区の中高層集合住宅地については、京都府知事を立会人とする関西大学、UR都市機構、八幡市における男山地域まちづくり連携協定に基づいた取組を進めるとともに、団地型分譲集合住宅については建替に向けた支援について検討します。また、賃貸集合住宅（男山団地）については「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」により「ストック再生」という類型に位置付けられていますが、具体的な方法については現時点では示されていません。今後事業の実施にあたってはUR都市機構と連携し、将来土地利用について検討します。なお、必要に応じ都市計画変更などを行います。

③ 産業系市街地の整備

- 八幡京田辺 JCT・IC の整備や新名神高速道路の開通によるさらなる発展を見込み、商業・産業・流通の土地利用を振興する地区として、産業系市街地の拡大を一定の条件下のもと検討します。
- 市内の東部などに位置する既存の工業地では、地区計画の内容に即した工業系土地利用の維持と良好な操業環境の保全に努めます。
- 八幡京田辺 JCT・IC 周辺において土地区画整理事業の実施が検討されている新市街地については、地区計画などの指定に基づき、既存集落の生活環境を保全するとともに、周辺環境や自然と調和した魅力ある市街地の形成を促進します。

④ 沿道系市街地の整備

- 国道1号などの幹線道路沿道においては、近隣住民の生活利便性や道路利用者の利便性向上、商業・業務機能の増進などに向け、周辺の住環境に配慮しながら、沿道にふさわしい施設の立地を図ります。
- 特に、一ノ坪地区では、国道1号の沿道サービスゾーンとの連携を図り、沿道利用だけでなく広範囲からの集客も想定した商業地として、商業機能の充実を促進します。

⑤ 集落の整備

- 市域の東部などに点在する集落では、都市化の進む周辺地域との共生を図るため、都市基盤施設の整備及び維持管理を図ります。
- 市街化調整区域の集落においては、地域コミュニティを維持し、集落の活性化を図ります。

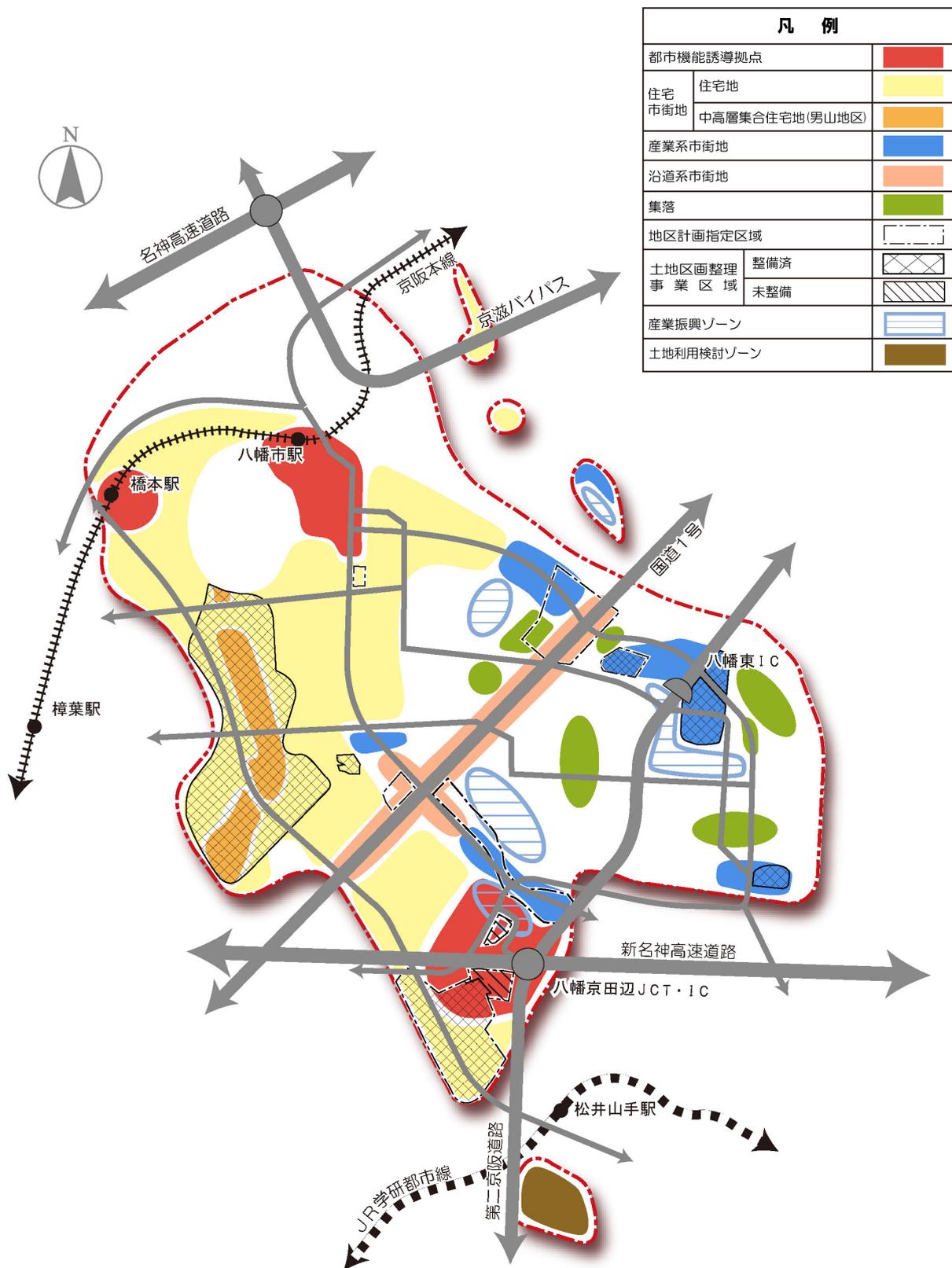
⑥ 市街地全般の整備

- 既成市街地や集落においては、市民の意向・発意に基づいた地区整備を進めるため、市内自治組織からの地区整備に関する要望を受け付けるなど、情報提供や相談体制の充実に努めます。
- 新たな市街地整備の際には、各種都市計画制度を活用し、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

⑦ 適正な土地利用の推進

- 土地利用の動向による都市計画上の課題に対応するため、用途地域など地域地区の見直しを検討します。
- 大谷飛地では、良好な低層住宅地としての計画的な市街地整備の実現のため、周辺地域の動向に合わせて市街化区域の編入についての検討を進めます。

■ 市街地及び集落の整備方針図



3. 住宅・住環境の整備方針

(1) 基本方針

本市では、昭和40年代後半から男山地区を中心とした住宅地開発により大量の住宅が供給され、近年においても市域南部の欽明台地区などを中心とした開発による新たな住宅の供給が進められています。

こうした住宅地においては、既存のストックを活用しながら、多様な世代・世帯に適應した安心・安全かつ環境に配慮した住まいづくりを支援するなど、だれもが住みたいと思える質の高い住環境の形成を図ります。

特に、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた住宅などに関しては、耐震性や防火性の向上による安全性確保を促進するなど、適正な維持管理に向けた取組を推進します。

また、人口減少社会が進行する中で空き家の増加が顕著となっていることから、まずは本市における空き家の実態を把握するとともに、本市の特性を活かしたコンパクトなまちづくりの実現に向け、定住促進対策や住替促進対策などに向けた空き家の利活用の可能性についても検討を進めます。

(2) 整備方針

① 既存の住宅ストックの活用・再生

- 市営住宅の適正な配置・管理運営の推進に向けては、「八幡市市営住宅ストック総合活用計画」などに基づき、建物ごとの改善事業などを実施するとともに、幅広い年齢層のニーズに対応するため、安全性の確保や居住性の向上、バリアフリー化の推進などを図ります。
- 男山地域においては、京都府知事を立会人とする関西大学、UR都市機構、八幡市による男山地域まちづくり連携協定に基づく、各分野での取組を進めるとともに、団地型分譲集合住宅については建替に向けた支援について検討します。また、賃貸集合住宅（男山団地）については「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」により「ストック再生」という類型に位置付けられていますが、具体的な方法については現時点では示されていません。今後事業の実施にあたってはUR都市機構と連携し、将来土地利用について検討します。

② 新たな住宅・住宅地の供給

- 市域に残された空閑地を活用した新たな住宅地の整備を誘導します。また、多様化・高度化するライフスタイルや住民ニーズによる住宅需要に対応した住宅の供給を誘導するとともに、それぞれの住宅タイプに合わせた住環境の整備を促進します。

- 新たな住宅地の整備については、必要な基盤施設整備を前提として、地区計画や建築協定、緑地協定による良好な住環境の整備を推進します。
- 優良建築物等整備事業など関連諸制度の情報提供を図ります。

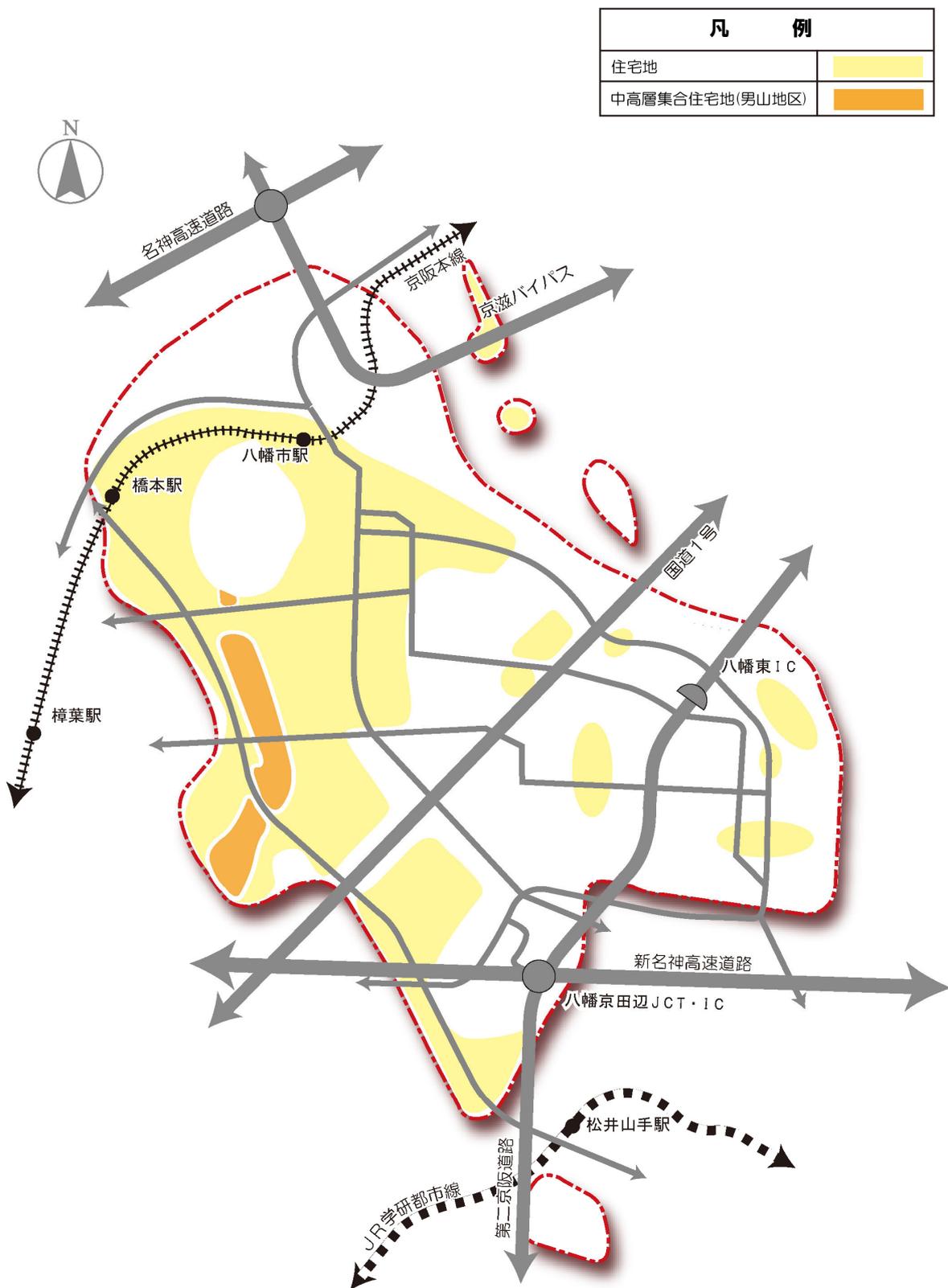
③ 安心・安全な住宅地の整備

- 「京都府建築物耐震改修促進計画」及び「八幡市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進します。
- 「八幡市福祉のまちづくり要綱」に基づき、高齢者や障がい者などに対する住宅設備の対応を促進するため、バリアフリー化やユニバーサルデザインの採用に向けた普及・啓発などを実施します。
- 近年、増加している空き家について、管理不全空き家に対しては適正な管理に向けた適切な指導を実施します。一方で、良好な空き家に関しては、住替需要などに対応する本市の重要な資産として、空き家の利活用に向けた検討を進めます。

④ 総合的な住宅・住環境の整備

- 「八幡市住宅基本計画（後期計画）」に基づき、総合的かつ計画的な住宅・住環境の整備を推進します。

■ 住宅・住環境の整備方針図



4. 都市施設の整備方針

4-1. 道路体系の整備方針

(1) 基本方針

本市の道路体系は、第二京阪道路や国道1号、府道などを中心とした幹線道路、市内各所を結ぶ生活道路などで構成されており、2023年度には市内を通過する八幡京田辺 JCT・IC～高槻 JCT・IC の区間を含めた新名神高速道路の全線開通が予定されています。

特に、新名神高速道路の整備によるインパクトは大きく、今後は道路整備に合わせた都市基盤整備についても検討を進めるとともに、将来の本市の骨格をなす南北連携軸や東西連携軸についても整備を検討することで、さらなる道路体系の充実を図ります。

また、市民の生活の中心となっている身近な生活道路網に関しては、安全性や快適性などに配慮し、だれもが使いやすい道路環境づくりを推進します。

一方で、厳しい財政状況の中で今後は既存ストックの維持管理が重要になってくることから、橋りょうなどの長寿命化対策に関する検討など、効果的かつ効率的な維持管理を進めます。

(2) 整備方針

① 道路の整備

- 南北の拠点の連携を強化するとともに、乙訓・京都北部方面及び京田辺市方面との連携を強化する南北連携軸の整備を促進します。
- 東西地域間の連携強化や枚方市方面との連携を図るとともに、木津川右岸域とを結ぶ新たな連絡道路の整備を促進します。
- 2023年度に予定されている新名神高速道路の全線開通に向け、八幡京田辺 JCT・IC～高槻 JCT・IC 間の整備を促進するとともに、八幡京田辺 JCT・IC 周辺のアクセス道路の整備を促進します。また、道路供用後の交通量の変化を注視し、交通処理についての検討を行います。
- 新名神高速道路などの広域幹線道路の整備にあたっては、緩衝緑地帯、遮音壁の設置などの環境対策や景観に配慮したみちづくりを要請します。特に、八幡京田辺 JCT・IC については、周辺の自然と調和した整備を促進します。
- 国道、府道などの市外周辺地域と市内各地域とを連絡する地域幹線道路については、狭小箇所の拡幅や道路網の整備を促進します。特に、国道1号の歩道未整備区間の歩道整備を促進し、歩行者の安全確保に努めます。

- 市民生活に密着した生活道路については、建物の建替に合わせて、狭小箇所の解消や防災性の向上に資する道路空間の確保をめざすとともに、景観に配慮したコミュニティ道路の整備や「歴史街道計画」との連動によるみちづくりを推進します。
- 道路の新設・改良時には、だれもが利用しやすい道路空間をめざし、ユニバーサルデザインに配慮した安全・快適なみちづくりを推進します。
- 市民の生活上の動線や、観光・レクリエーションの動線となる自転車道・歩行者道については、「歴史街道計画」と連動した広域的な視点に立ったネットワーク計画の策定を検討します。
- 本市の広域交流の中心となる鉄道駅や観光施設周辺などにおいては、利用者の利便性確保に適した駐車場・駐輪場の整備を促進します。また、イベント時の利用への協力など、必要に応じ施設運用を行います。

② 道路の維持管理

- 既存の道路などについては、「八幡市公共施設等総合管理計画」や「八幡市橋りょう長寿命化修繕計画」などにに基づき、効果的かつ効率的な維持管理を進めます。
- 道路の清掃・美化活動のアダプト制度である「ボランティア・サポート・プログラム」や「さわやかボランティア・ロード事業」、「美しいまちづくりまかせて！事業」により、市民の自主的な道路美化活動を促進します。

4-2. 公共交通体系の整備方針

(1) 基本方針

本市の公共交通は、市域の北部に京阪本線八幡市駅と橋本駅、市域の南部には本市に隣接して JR 松井山手駅が位置し、その間を路線バスやコミュニティバスが運行しており、市域の大半をカバーしています。

一方で、今後は少子高齢化社会の進行に伴い、さらなる公共交通の充実が求められることから、鉄道駅周辺のターミナル機能の強化や各種公共交通のサービスの向上を要請するなど、だれもが自由に移動できる公共交通環境の形成を推進します。

(2) 整備方針

① 公共交通利用の促進

- だれもが自由に移動しやすい交通環境の形成に向け、公共交通のルート再編や公共車両優先システム（PTPS）の導入、各種交通機関の乗り継ぎの強化などを促進します。
- 新たな交通システムの導入について、他自治体などの動向を踏まえ、人口減少社会に対応した新交通体系を検討します。
- 広域活動やイベント、社会実験などのモビリティマネジメントについて検討します。

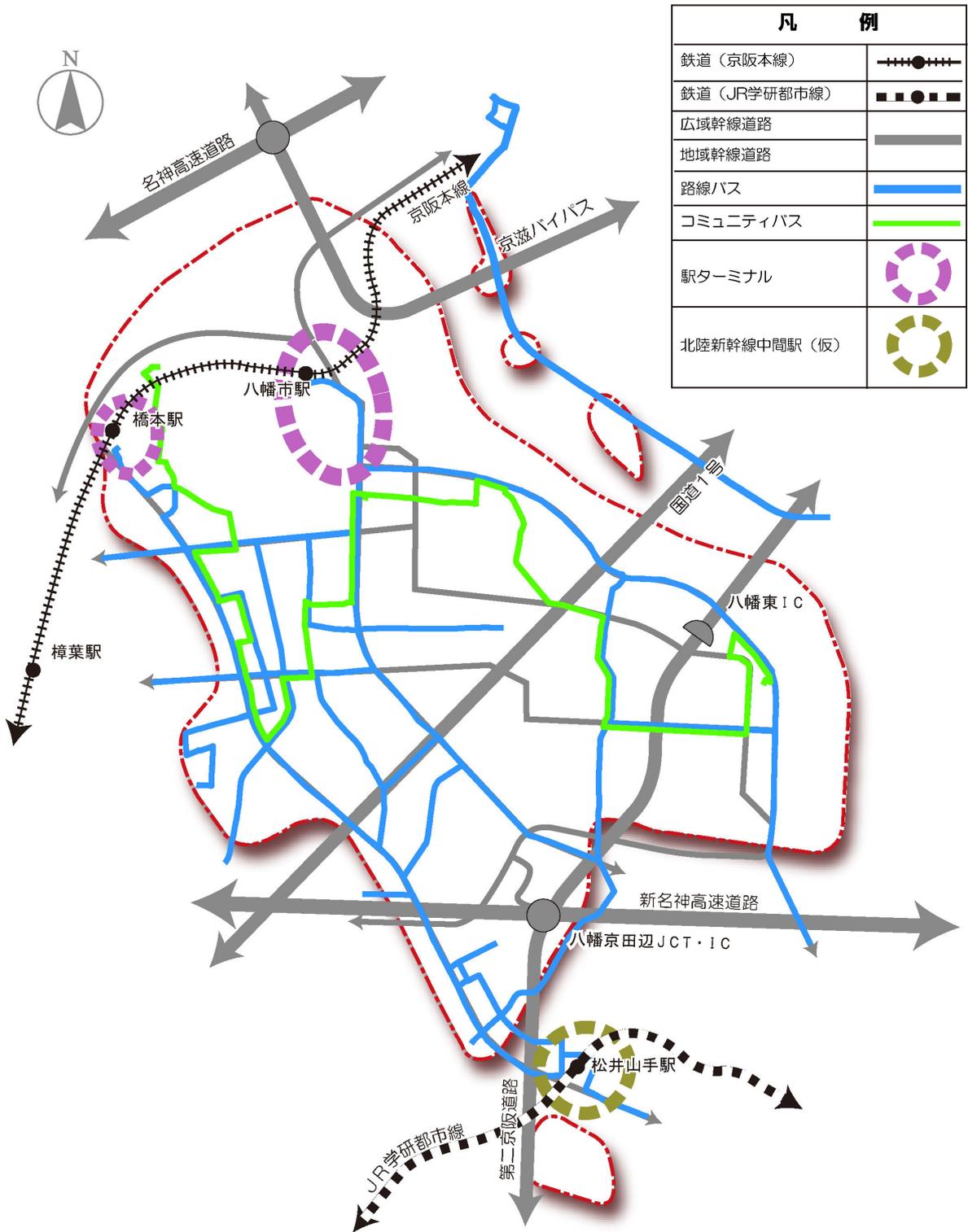
② 鉄道利用の促進

- 京阪本線について、輸送力の増強やダイヤの充実などサービスの向上を要請します。
- 八幡市駅周辺では、「八幡市駅前整備等観光まちづくり構想」に基づき、関係機関との連携のもと駅周辺に賑わいの創出や来訪者増加に向けた駅周辺整備を促進します。
- 橋本駅周辺では、橋本駅南側の駅ロータリーの移築などにより、ターミナル機能の充実を図るとともに、交通結節点としての機能強化を図ります。また、だれもが利用しやすい道路空間をめざし、ユニバーサルデザインに配慮した安全・快適なまちづくりを推進します。さらに、利用者の利便性確保に適した駐車場・駐輪場の整備を促進します。
- JR 松井山手駅に接続する北陸新幹線の新駅設置の決定を受け、将来の動向に合わせたまちづくりの展開を検討します。

③ バス利用の促進

- バス交通について、低床バスの増車、運行本数、運行時間の拡充及び利用しやすい運行システムの導入など、サービスの向上を要請します。
- ニーズに応じた市内公共交通のさらなる充実を図ります。

■ 公共交通体系の整備方針図



4-3. 公園・緑地の整備方針

(1) 基本方針

本市の公園・緑地は、平成30年3月末時点において、住区基幹公園が86箇所、都市基幹公園が3箇所、特殊公園が3箇所、都市緑地が1箇所、国営公園（大規模公園）が1箇所の計94箇所、面積54.9haが整備されており、市民1人当たりの公園面積は7.6㎡/人となっています。

公園・緑地については、良好な都市環境を形成する上で必要不可欠な施設であることから、今後も計画的な整備を図るとともに、ユニバーサルデザイン化や防犯対策など機能の充実を図り、安心・安全でだれもが使いやすい公園づくりを推進します。

一方で、今後は老朽化がみられる既存施設の維持管理が重要になってくることから、効果的かつ効率的な維持管理を進めます。

(2) 整備方針

① 公園・緑地の整備

- 「八幡市みどりの基本計画」を基に、都市公園の種別ごとの誘致圏域などを考慮しつつ、公園・緑地の適正な整備・充実を図ります。
- 公園・緑地の整備の際には、個々の公園などのニーズに合った市民から親しまれる施設となるよう配慮します。
- 施設・遊具のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進などにより公園機能の充実を図るとともに、市民の健康づくりや交流などの場として、だれもが身近に利用しやすい安心・安全な公園・緑地の整備を図ります。
- 既存の公園・緑地については、「八幡市公共施設等総合管理計画」や「八幡市公園長寿命化計画」に基づき、効果的かつ効率的な維持管理を推進します。
- アダプト制度の検討や自治会への有償委託を行うなど、市民による自主的な公園の清掃・維持活動を促進します。

② 緑の保全と活用

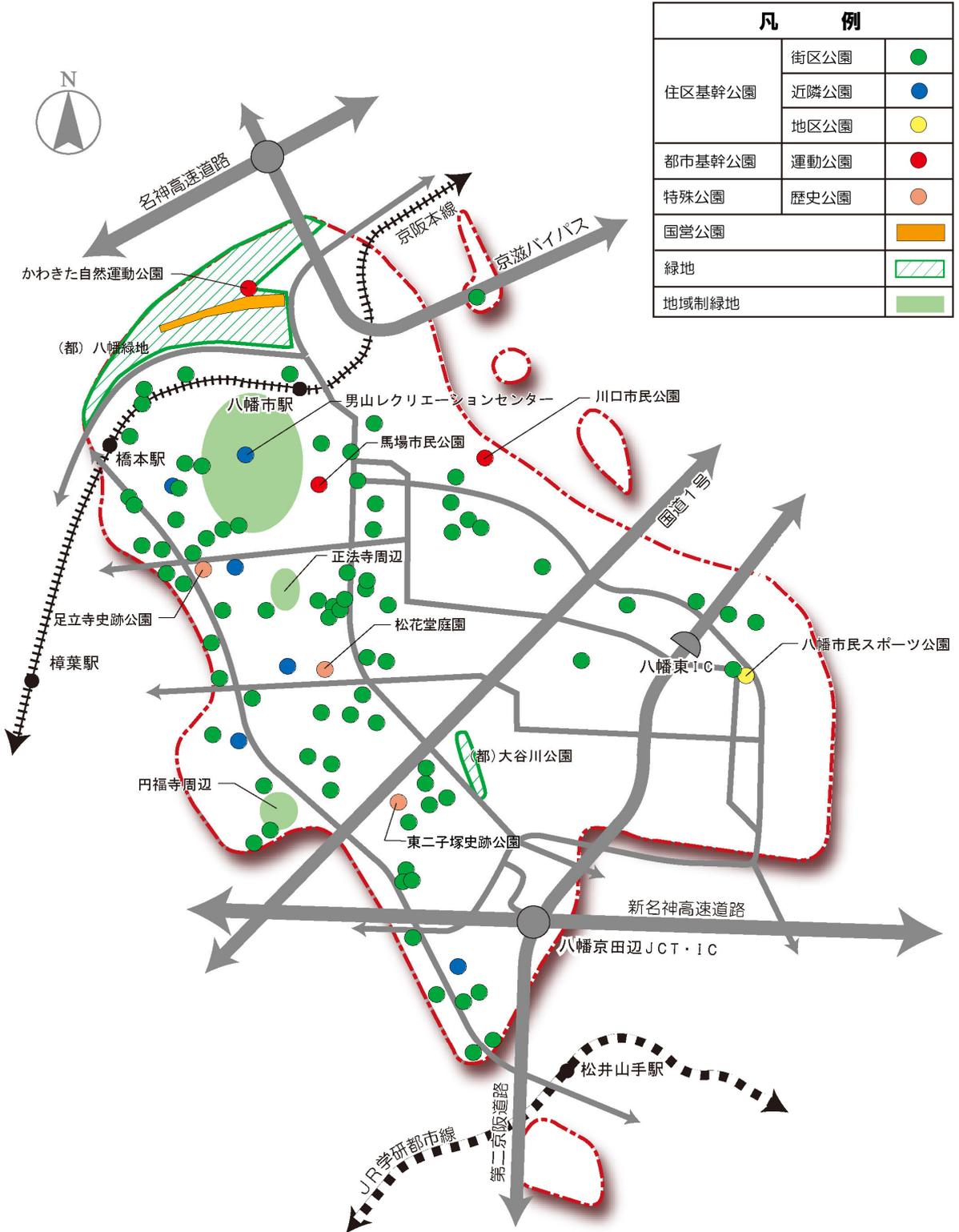
- 本市のシンボルである男山、円福寺周辺などの樹林地、その他民有地の樹林地や樹木などについて、土地所有者との連携による「八幡市みどりの条例」に基づいた「保存区域」の保全を図ります。
- 生産緑地地区については、緑地空間の提供や防災など、その地域にとって非常に重要な機能・役割をもつ都市にあるべき存在として、特定生産緑地の指定により、計画的な保全を図ります。

- 三川合流周辺や流れ橋周辺、男山周辺などの広域交流拠点では、市民の憩いの場やレクリエーションの場として、また、観光客ニーズに応じた拠点として、周辺環境の整備や魅力の向上を図ります。
- 特に、三川合流域は、「淀川三川合流域地域づくり構想（平成19年11月）：淀川三川合流域地域づくり検討会」を踏まえ、国や京都府、周辺市町との連携を図りつつ、平成29年3月にオープンしたさくらであい館や背割堤などの利活用や新たな賑わいづくりを図ります。

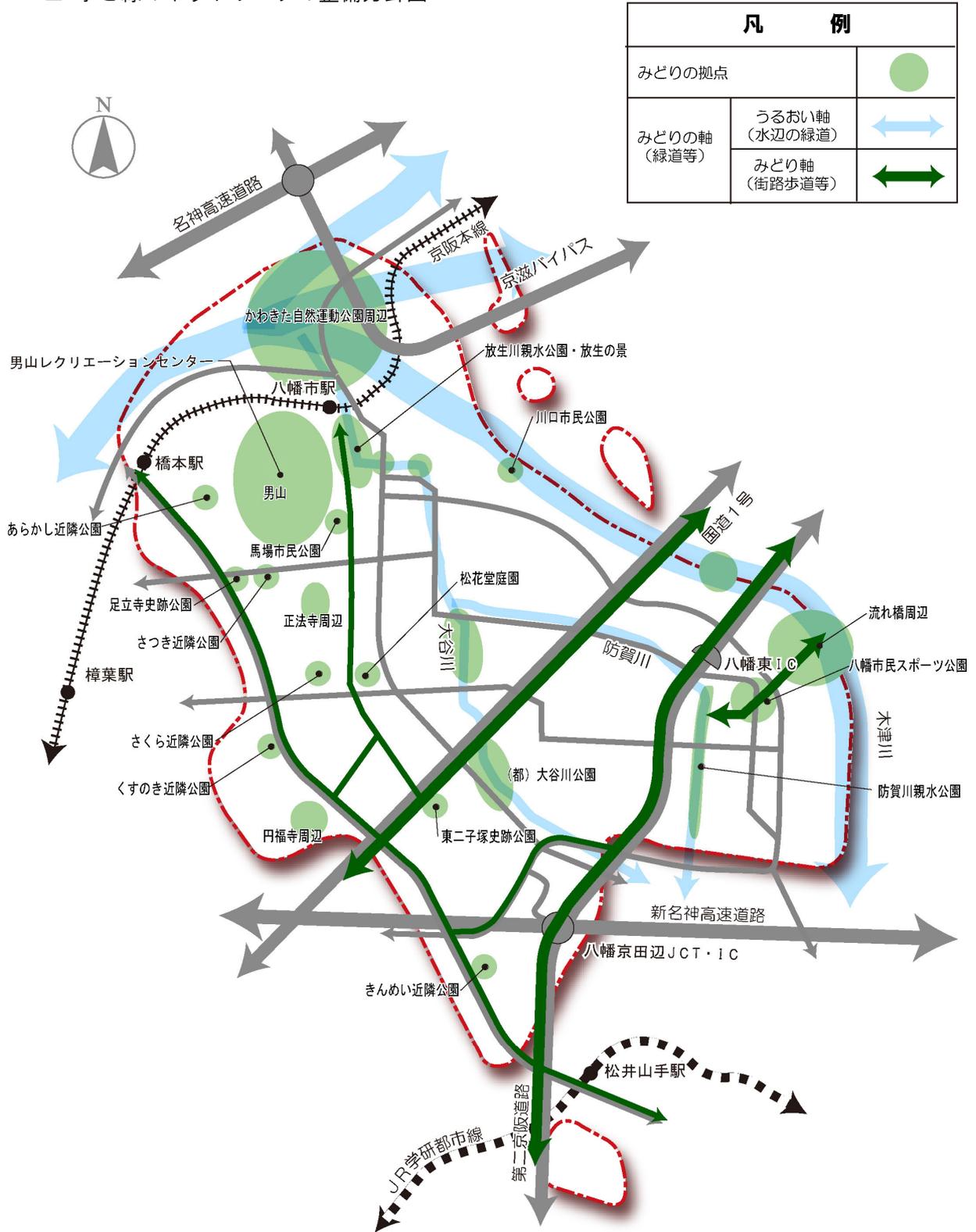
③ 都市緑化の推進

- 「八幡市みどりの基本計画」を基に、市域全体の総合的な緑化推進施策の展開を図ります。
- 道路、公園、河川、学校、市営住宅など、公共施設での積極的な緑化を推進します。
- 民有地についても、美化・緑化運動や花いっぱい運動、美しいまちづくり推進運動など、市民が主体となった緑化への取組を支援し、市民との協働によるまちぐるみの緑化運動を推進します。

■ 公園・緑地の整備方針図



■ 水と緑のネットワークの整備方針図



4-4. 上水道の整備方針

(1) 基本方針

本市の上水道は、地下水を水源とする自己水と、京都府営水道から受水した府営水を合わせて供給しています。

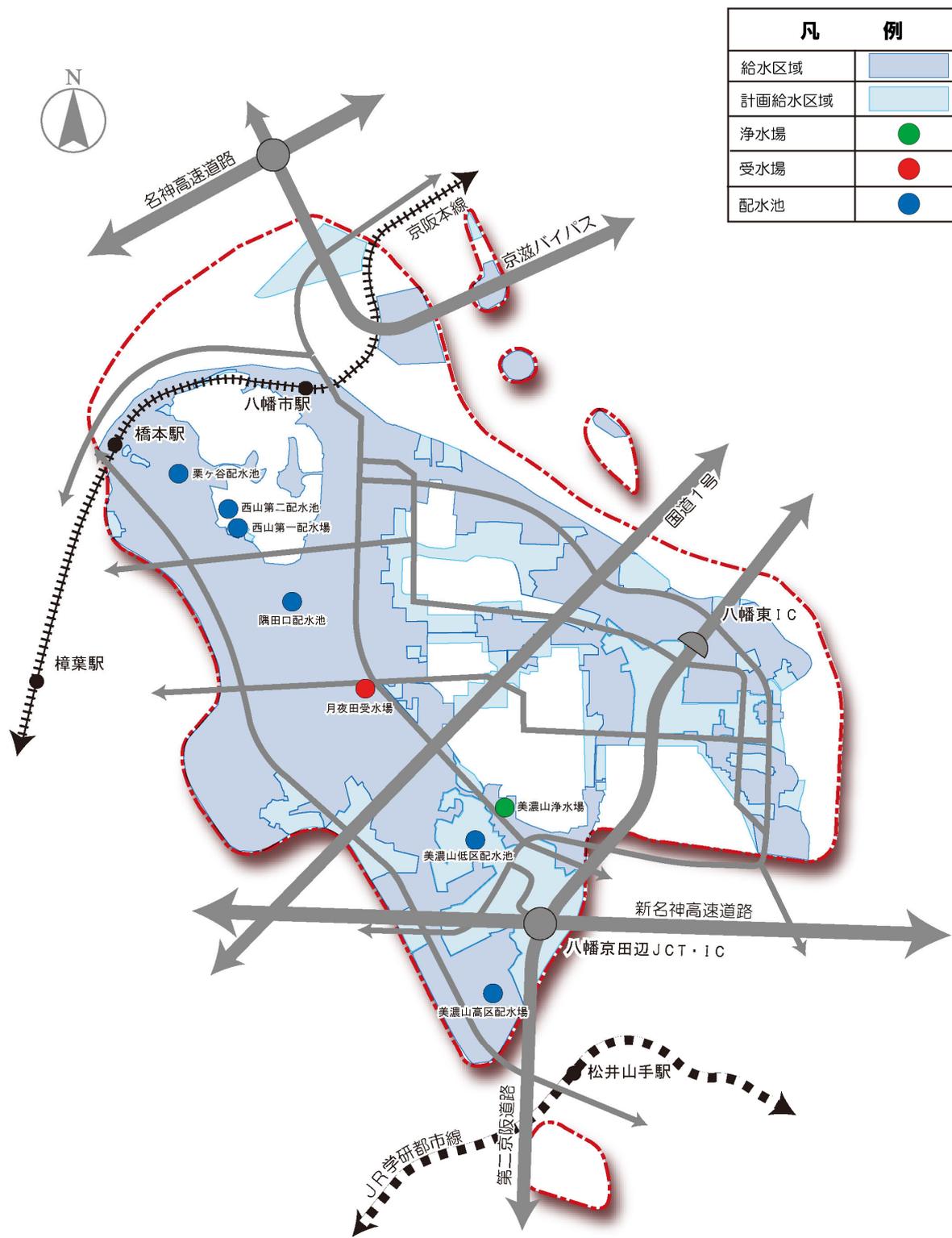
今後も、水道施設・管路の耐震化や緊急時における供給手段の確保など、ライフラインとしての機能を強化し、安定供給を図ります。

(2) 整備方針

① 水の安定供給

- 今後の水需要の変化に対応し、計画的な施設能力の維持に努めます。
- 震災などによる被害を最小限にとどめるため、水道施設・管路のさらなる耐震化を推進します。

■ 上水道の整備方針図



4-5. 下水道・河川の整備方針

(1) 基本方針

下水道（污水）は生活排水や工場排水を浄化処理し、快適な生活環境を確保するとともに河川などの公共用水域の水質汚濁防止に欠かすことのできない都市施設であり、本市における普及率は99.9%（平成29年度末時点）となっています。

また、河川及び下水道（雨水）については、各河川の改修や排水機場の整備が進められ、本線の流下能力の確保や市内における内水対策が図られており、今後も雨水排水施設の整備を都市化動向と連動させながら推進します。

今後は老朽化がみられる既存施設の維持管理が重要になってくることから、効果的かつ効率的な維持管理を進めます。

(2) 整備方針

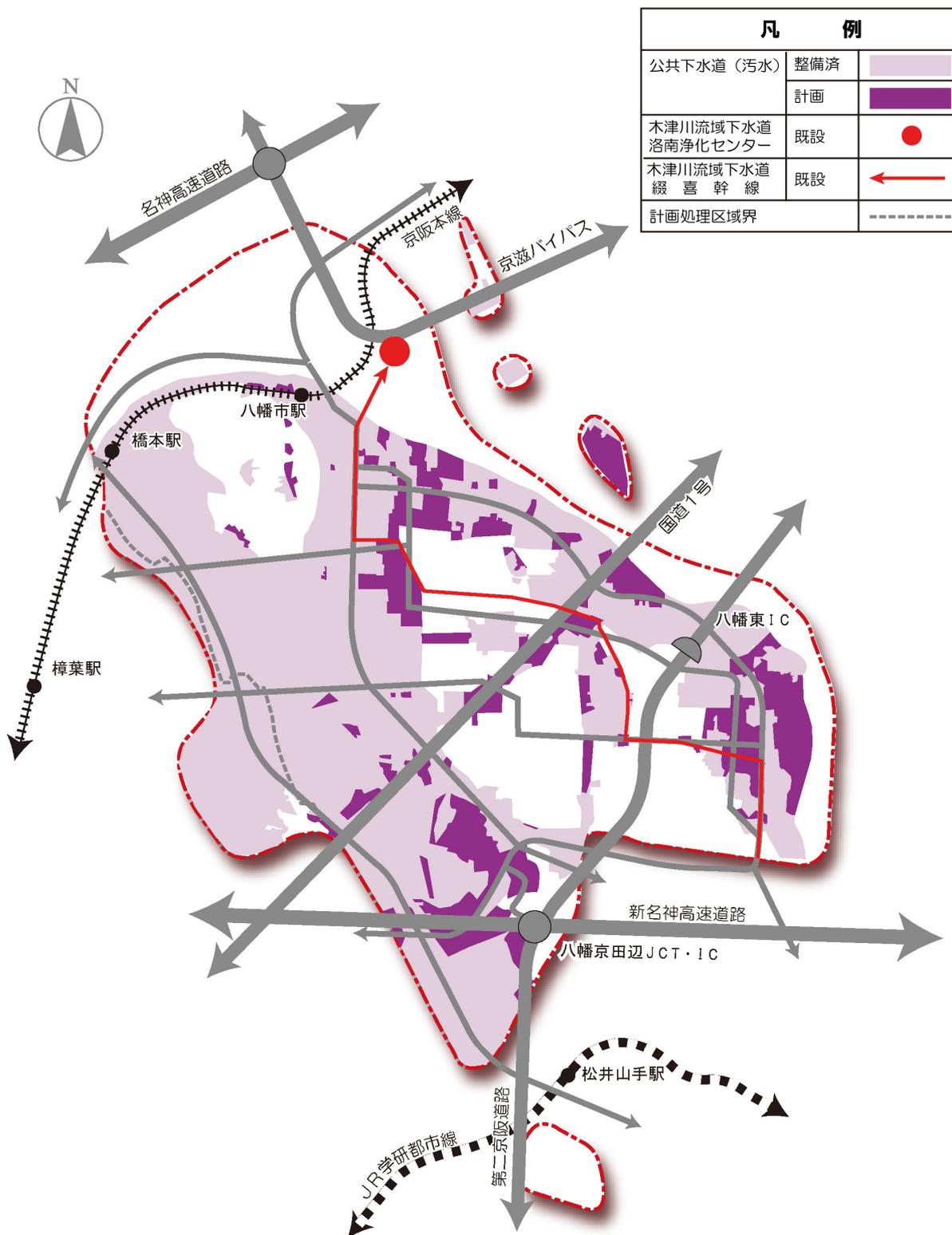
① 下水道（污水）の整備

- 木津川流域下水道事業計画及び八幡市公共下水道事業計画に基づいて、施設整備と処理区域の拡大を進め、下水道普及率100%をめざします。
- 供用開始区域内では、環境意識の啓発や訪問指導により、水洗化を促進します。
- 今後の都市化動向に対しては、下水道計画の再検討により対応を図ります。
- 下水道施設の計画的な維持管理の充実を図るため、老朽化する施設の効率的な耐震化及び長寿命化を進めます。

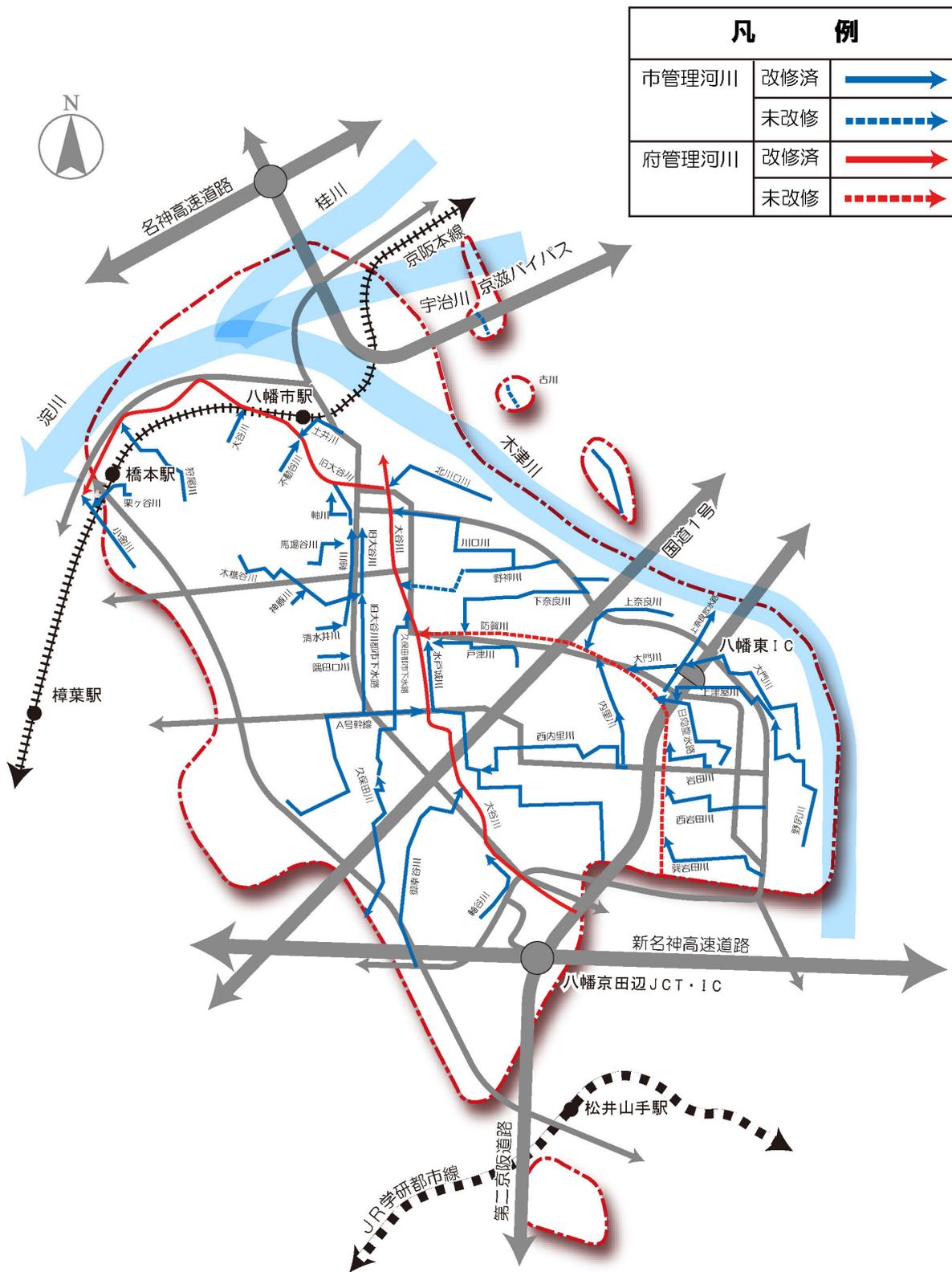
② 下水道（雨水）及び河川の整備

- 浸水被害の軽減に向けて、「八幡市公共下水道事業雨水排水計画」に基づき、市内河川や水路などの計画的な改修を推進します。雨水地下貯留施設については、既存施設に関する効果の検証を行った上で、今後の整備の方向性を検討します。
- 今後の都市化動向に対しては、適正な雨水排水施設の整備を促進します。
- 下水道施設や排水機場の計画的な維持管理の充実を図るため、老朽化する施設の効率的な耐震化及び長寿命化を進めます。
- 河川の清掃・美化活動のアダプト制度である「山城うるおい水辺パートナーシップ事業」などにより、市民の自主的な河川美化活動を促進します。また、本市独自のアダプト制度の導入について検討します。

■ 下水道（污水）の整備方針図



■ 下水道（雨水）及び河川の整備方針図



4-6. その他都市施設の整備方針

(1) 基本方針

その他の都市施設は、市民生活に欠かせないごみ処理施設、学校教育施設や文化コミュニティ施設、保健福祉施設などがあります。

これらの施設については、人口減少社会や少子高齢化が進行する中で、「八幡市公共施設等総合管理計画」に基づいた適正な配置や計画的な保全を検討し、それぞれの地域に応じたきめ細かい行政サービスを提供します。

(2) 整備方針

① ごみ処理施設

- クリーンパーク折居・クリーン 21 長谷山の両清掃工場と、グリーンヒル三郷山埋立処分場については、城南衛生管理組合による適正な維持・管理を促進します。
- 「大阪湾フェニックス計画」と連携した取組を進め、広域的な対応の中で新たな処分地確保に努めます。
- 廃棄物の減量化・再資源化を図る中間処理施設であるエコ・ポート長谷山や奥山リユースセンターについては、城南衛生管理組合による適正な維持管理を促進するとともに、城南衛生管理組合と連携した広域的なリサイクル活動を推進します。

② 学校教育施設

- 適切な教育環境の整備に向け、学校教育施設の老朽化対策などを図ります。
- 生涯学習の場などへの有効活用を進め、地域コミュニティの拠点となる開かれた施設をめざすとともに、地域環境と調和した学校づくりに努めます。

③ 文化・コミュニティ施設

- 地域コミュニティ活動が活発に行われるよう、地域の要望に応じた地域コミュニティ活動のためのスペースの確保や施設の整備・更新などを支援します。
- 生涯学習センターや八幡市民図書館を生涯学習の中心として活用します。
- 生涯学習にかかわる大学など関係機関との連携強化により、生涯学習推進体制の充実を図ります。

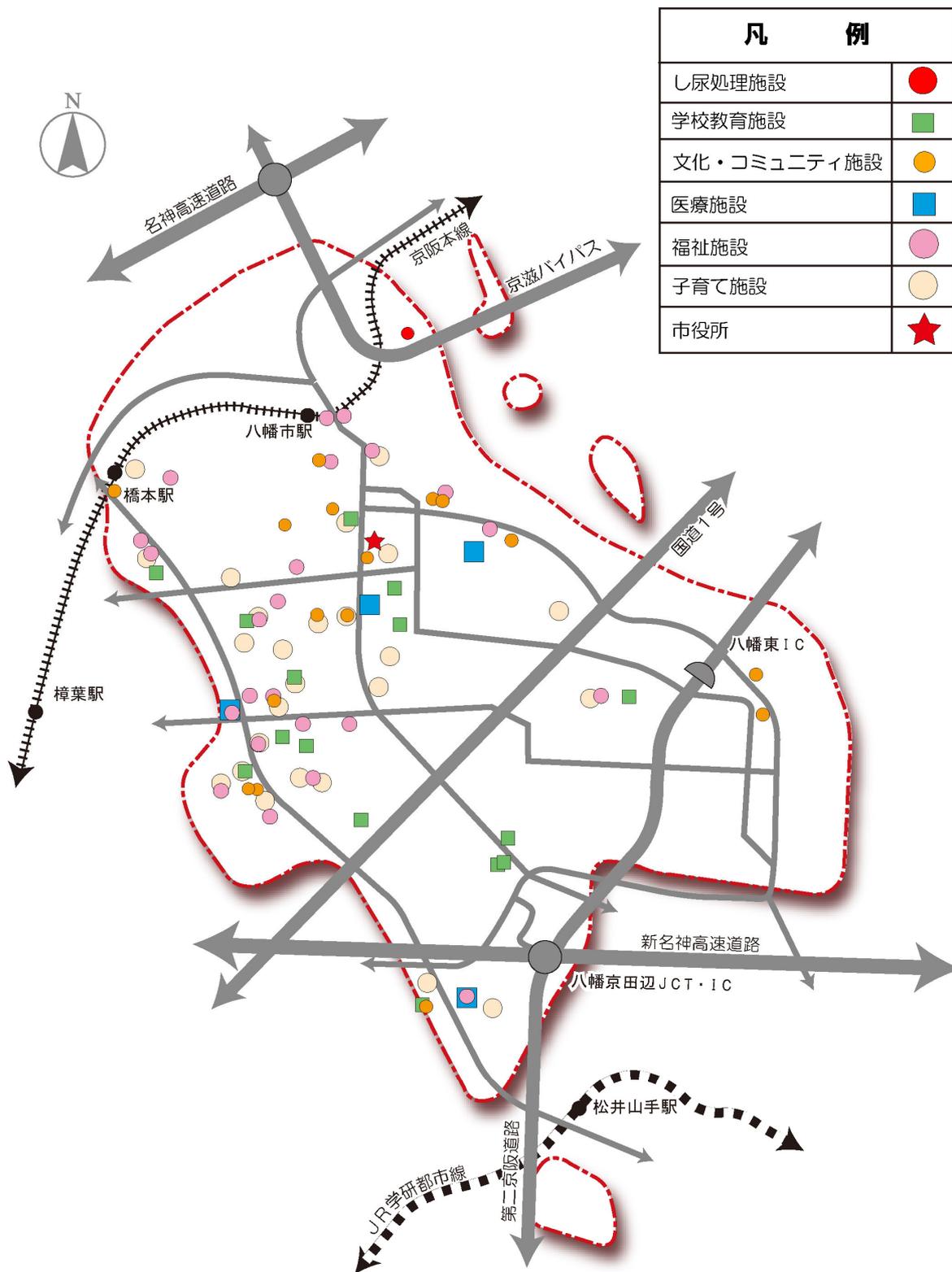
④ 保健・医療、福祉施設

- 「八幡市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業所の設置を促進するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域のニーズに合った取組を検討します。
- 障がいのある方々の望む地域生活を支援するため、障がい福祉サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を推進します。
- 身近な医療から高度な医療まで体系的な確立をめざした、関係機関の協力による医療施設の充実を促進します。
- 広域的な連携による救急医療体制の確保を図るため、高度救急医療施設の誘導に努めます。
- 「やわたスマートウェルネスシティ計画」に掲げる健幸都市の実現に向け、公共交通の結節点や主要公共施設、地域資源などを結ぶ歩行ネットワークの構築を検討するとともに、だれもが歩きたくなる歩行者空間づくりを推進します。
- 就学前教育・保育の充実のため、認定こども園化を推進するとともに、子育て支援センターなどの計画的な整備を推進します。
- 計画的な児童センターの改修を推進し、施設の長寿命化を図ります。

⑤ 総合的なまちづくり

- 「八幡市公共施設等総合管理計画」に基づき、各種施設の適正な配置及び計画的な保全を検討します。
- まちづくりの拠点となる市庁舎については、防災機能の強化と行政サービス機能の充実を図り、大規模な自然災害と多様化する市民ニーズに対応するため、現位置での建替を推進します。
- だれもが使いやすい環境形成を図るため、「八幡市福祉のまちづくり要綱」に基づき、各種施設・設備のバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用を促進します。
- 多様な分野における市民協働が進むよう、NPO やボランティアなどの担い手組織や人材の育成を進めるとともに、八幡市市民協働活動センターの利用促進を図ります。
- さらなる安心・安全なまちづくりのため、防犯カメラの整備・維持更新を進めるとともに、市内の道路照明のLED化を推進します。

■ その他都市施設の整備方針図



5. 自然環境保全及び都市環境形成の方針

(1) 基本方針

本市は大都市近郊に位置しながら、三川合流周辺から木津川にかけての雄大な水辺空間や石清水八幡宮を代表とする男山や円福寺周辺などの歴史的な緑空間、市内の中央部から東部にかけて広がる田園空間など、様々な自然・歴史環境に恵まれています。

これらの自然・歴史環境については、適切な保全に努めるとともに、本市の貴重な地域資源として、それらを活かした地域活性化の取組を検討します。

また、市街地に関しても、自然・歴史環境との調和を図るとともに、環境保全対策や緑化などの施策を推進し、ゆとりとうるおいのある環境形成を図ります。

(2) 整備方針

① 自然環境の保全と活用

- 男山・円福寺周辺などの樹林地、その他民有地の樹林地や樹木などについて、「八幡市みどりの条例」に基づき保全を図ります。
- 三川合流周辺や木津川などの河川区域については、雄大な水景や河川の水質、水生生物の生態系などを一体のものとして保全するとともに、親水性のある自転車・歩行者動線となるよう、河川公園や河川沿い緑道などの親水空間づくりを促進します。
- 河川改修時における生態系への影響に配慮した工法の採用など、環境保全を促進するとともに、各河川の美化及び水質浄化、水量確保に努めます。
- 市域中央部から東部にかけて広がる田園集落では、農業のもつ特性に配慮した集落での生活環境の整備を進め、ゆとり空間、防災空間としての田園環境の保全に努めます。

② 市街地環境の形成

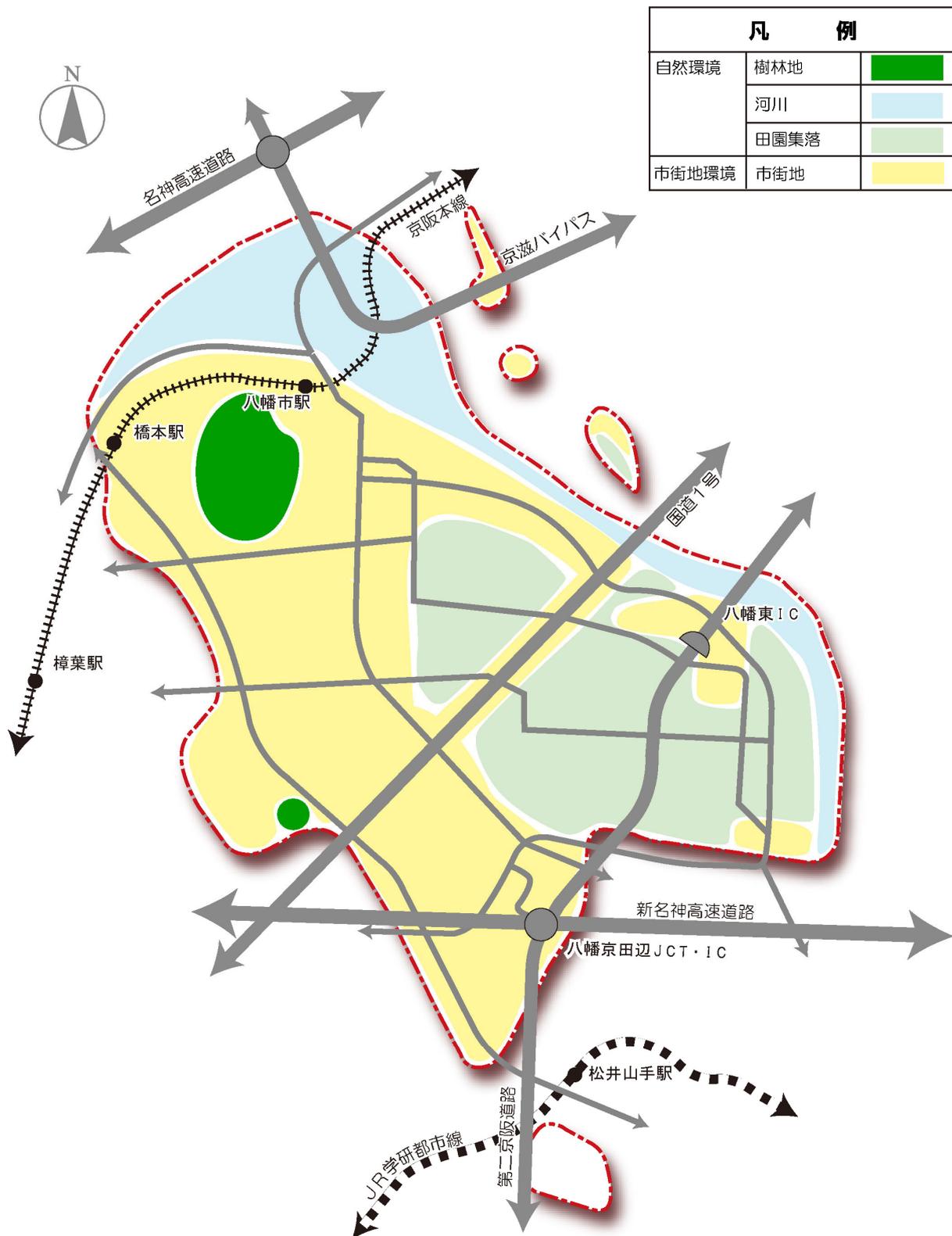
- 良好な市街地環境の保全を図るため、地区計画・建築協定・緑地協定などの規制・誘導手法の活用を検討します。
- 「美しいまちづくりまかせて！事業」を推進し、市民や事業者との連携による定期的な環境美化活動を進めます。
- 公害防止については、事業所との環境保全協定（公害防止協定）の締結推進や事業所への立入調査、大気汚染や水質の調査など、指導・監視体制の強化に努めます。
- 新たな市街地整備や開発の際には、計画段階で事業者との十分な協議を行い、環境保全協定を締結するなど、環境保全対策の徹底を図ります。
- 「京都府地球温暖化対策条例」に基づく「建築物等緑化促進制度」の活用により建築物などの緑化を促進します。

- 学校や市街地におけるビオトープの整備促進とそのネットワーク化により、動植物の生息環境の保全に努めます。

③ 総合的な環境保全対策

- 自然環境保全や産業型公害、都市・生活型公害、地球環境問題などへの対応の指針となる「八幡市環境基本計画」に基づき、総合的な環境保全対策を進めます。

■ 自然環境保全及び都市環境形成の方針図



6. 景観形成の方針

(1) 基本方針

京都府では、平成19年に京都府景観条例を制定し、地域の個性と特色を活かした良好な景観形成に関する施策を総合的に推進しており、本市においても同条例の運用を行っています。

今後も、本市特有の景観について適切な保全・活用を図り、市民が誇りに感じられることはもとより、本市を訪れる人にとっても八幡市らしさが感じられるような景観形成を推進します。

(2) 整備方針

① 拠点景観の形成

- 男山周辺や三川合流周辺に代表される本市の雄大な自然拠点景観については、適切な保全に努めるとともに、それぞれの特性を活かした山景・水景の活用を図ります。
- 石清水八幡宮や松花堂庭園、流れ橋などの歴史拠点景観については、周辺環境と調和した景観の保全に努めるとともに、本市の魅力向上に向けた景観演出などを図ります。
- 八幡市駅周辺や橋本駅周辺、八幡京田辺 JCT・IC 周辺などの都市拠点景観については、それぞれの地域の特徴に合わせた都市拠点にふさわしい個性ある景観の創出を図ります。特に、八幡市駅周辺では、「八幡市駅前整備等観光まちづくり構想」に基づき、ブランドコンセプトに沿った景観形成を推進するなど、付加価値の向上を図ります。
- 男山中央センター周辺や一ノ坪地区周辺、欽明台地区周辺などの生活交流拠点景観については、生活・地域交流の場としてそれぞれの都市機能を踏まえた拠点景観の形成を図ります。

② 軸景観の形成

- 市域を流れる河川については、水辺景観の保全に努めるとともに、親水空間の整備や徒歩・自転車での周遊できる回廊整備などによる景観形成を図ります。
- 新名神高速道路などの広域幹線道や国道1号などのその他の主要な幹線道路については、周辺環境に配慮した景観保全を図るとともに、街路植栽などによる歩行者の視点に立った沿道景観の形成を図ります。特に、東高野街道については、歴史的な景観の再生による、探索・散策型の「まちなか観光」を進めます。

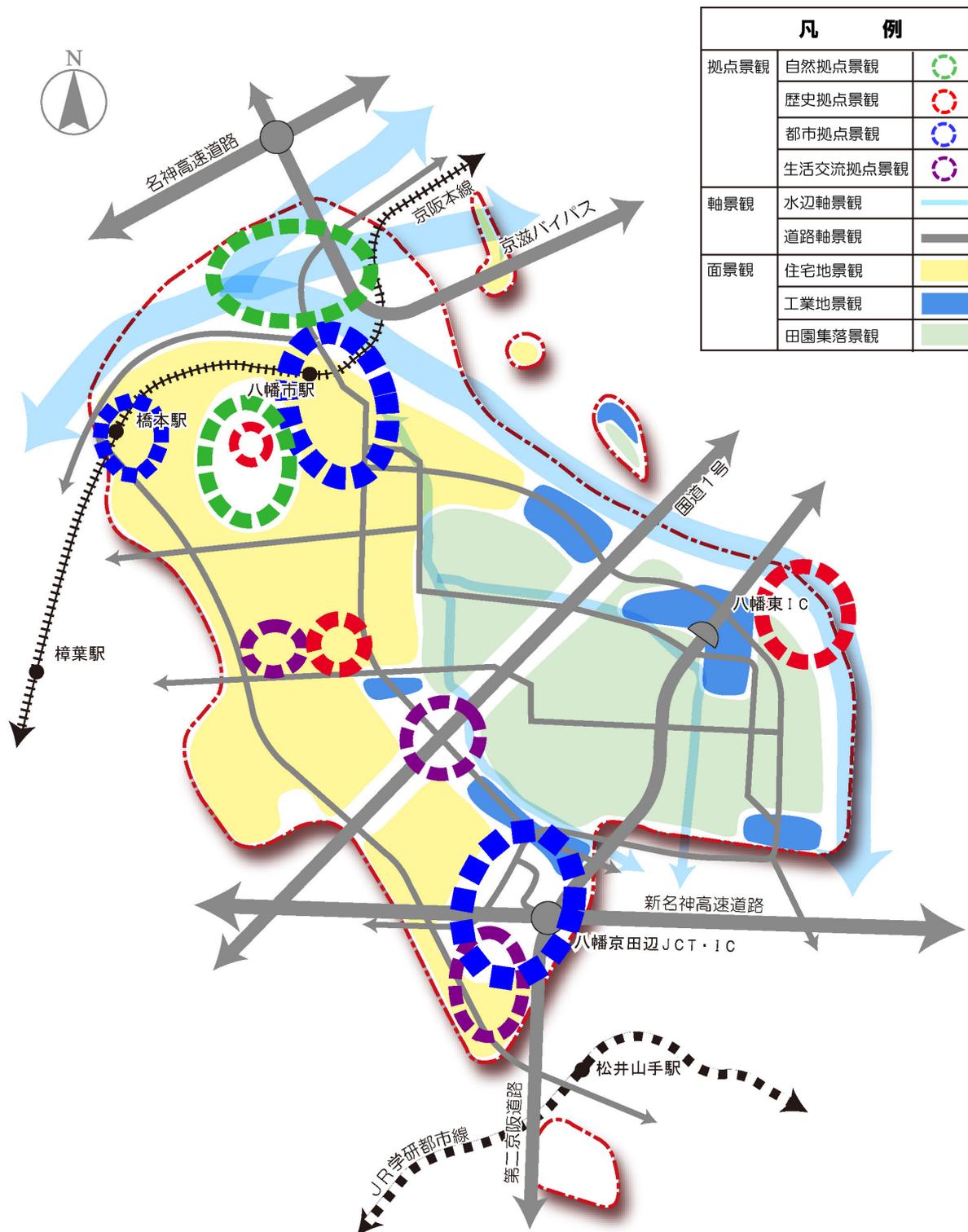
③ 面景観の形成

- 市域の北部や西部、南部などに広がる住宅地については、道路などの公共空間での景観演出や緑化推進などにより、うるおいとゆとりのある市街地景観の形成を図ります。
- 市域中央部から東部の工業その他産業系の市街地では、屋外広告物の助言や指導を行うなど、周辺環境と調和した市街地景観の保全を図ります。
- 市域中央部から東部にかけて広がる田園集落については、本市を特徴付ける景観要素である田園景観の保全に努めます。なお、産業振興ゾーンの位置付けを踏まえ、計画的な土地利用を推進することとなった際には、周辺環境と調和した市街地景観の保全を図ります。

④ 総合的な景観形成

- 国土交通省の各景観形成ガイドラインや京都府景観条例の適正な運用により、良好な景観形成を推進します。
- 良好な景観形成を図るため、地区計画・建築協定・緑地協定などの規制・誘導手法の活用を検討します。
- 本市の個性を発揮できるデザインアイテム（竹や石清水八幡宮など）や演出方法などについて、広く市民からアイデアを求めながら八幡らしさあふれる景観形成に努めるとともに、屋外広告物や商店街などの民間施設について、景観演出やデザイン化に関する協力を求めるなど、市民との協働による景観づくりを推進します。
- 本市の個性と風格ある景観や都市イメージを積極的にアピールします。

■ 景観形成の方針図



7. 都市防災の方針

(1) 基本方針

本市では、市内の中央部から東部にかけて低位地帯が広がっており、台風などの大雨の影響により、過去に何度も浸水被害が生じてきました。直近では、平成30年6月に発生した大阪北部地震や9月に発生した台風21号によって、住宅が損壊するなどの被害が生じています。

また、東日本大震災や熊本地震などの大規模地震の発生に加え、南海トラフ地震の発生も予測されており、都市防災に関する市民の関心が高まっています。

こうした背景を踏まえ、「八幡市地域防災計画」に基づいた対策を進めるとともに、庁舎建替に合わせた防災拠点の創出、公共施設やインフラ施設の耐震化など、災害に強い都市基盤の形成を推進します。

(2) 整備方針

① 治山・治水対策

- 土砂災害の防止に向け、急傾斜地などでの定期的なパトロールを実施し、危険箇所の状況を常に把握できる体制を整備するとともに、京都府と連携し改善などの適正な対処を行います。
- 木津川や宇治川、桂川において、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく堤防強化工事を促進します。また、堤内農地の浸水被害防止に向け、川北排水機場の排水ポンプ機能などの長寿命化を進めます。
- 降雨または溢水による道路面の流出、法面侵食、崩壊などを防止するため、側溝など道路の排水施設を整備します。
- 開発事業者による雨水流出量の増加対策として「災害からの安全な京都づくり条例」や「八幡市開発指導要綱」に基づき、開発事業者に雨水流出抑制施設の設置を指導します。

② 震災対策

- 「八幡市建築物耐震改修促進計画」の目標を踏まえ、各公共施設などの利用状況や必要性を考慮した優先順位付けを行い、早期の効果的かつ効率的な耐震化を図ります。
- 下水道施設の機能を保持するため、「八幡市下水道総合地震対策計画」に基づき、計画的かつ効果的に施設の耐震化を図ります。
- 橋りょうの新設・拡張にあたっては、耐震性に十分配慮するとともに、市が管理する橋りょうについては、「八幡市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく定期的な修繕を行います。

- 住宅などの民間建築物について、新築に対する指導及び啓発に努めるとともに、既存建築物に関しては、「八幡市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び改修の必要性についての普及啓発に努めます。
- 「八幡市建築物耐震改修促進計画」に基づき、京都府と連携して、屋外広告などの落下防止、ブロック塀などの転倒対策に関して、所有者、管理者に普及啓発を行うとともに、必要に応じて改修などの指導を行います。

③ 火災対策

- 市街地における火災の危険性を防ぐため、防火地域及び準防火地域などの地域地区制度の活用を図ります。

④ 総合的な防災対策

- 災害の未然防止及び減災対策を計画的・総合的に進めるため、「八幡市地域防災計画」に基づいた対策を推進します。
- 計画している市庁舎の建替に合わせて、災害時における防災拠点としての機能の創出を図ります。
- 都市機能の再生や災害に強いまちづくりをめざし、土地区画整理事業や市街地再開発事業などによる面的都市基盤整備を推進し、市民の理解と協力を得て地域の環境改善及び防災機能の向上に努めます。
- 一定規模以上の宅地造成工事について、宅地造成等規制法に基づき、京都府と連携し、安全な宅地となるよう指導します。
- 生産緑地地区の計画的な保全や空き地の適正管理などにより、市街地内におけるオープンスペースの確保を図り、災害時の被害拡大防止や避難場所の確保などに努めます。
- 倒壊の危険性や衛生上問題のある管理不全空き家については、所有者による適正な管理を促進します。
- 災害時における円滑な交通を確保するため、避難路や緊急輸送などの機能をもつ道路ネットワークの整備を推進します。
- 市民生活に欠かすことのできないライフライン施設については、各施設を管理する関係機関が定める防災業務計画などに基づく防災体制の強化を図ります。
- 市内の各小・中学校について、指定避難所及び指定緊急避難場所として活用するとともに、市災害対策本部及び各避難所と連携した情報の収集や救護拠点の機能を有するものとして整備します。
- 災害時において広域的な連携・支援が図られるよう、多様な機関との広域的な災害対応ネットワークの構築を進めます。
- 市民や市内の事業所などに対して、自主防災組織の育成並びに市民の防災力及び防災意識・知識の向上、企業の防災対策を支援するとともに、要配慮者への対応として災害時要援護者対策事業を推進します。

- 防災ハザードマップなどを活用し、地域における風水害や地震の危険性、安全な避難場所など、自ら身を守るための防災知識の普及啓発に努めます。
- 雨水の貯留による流出抑制及び資源の有効活用を図るため、雨水貯留タンクの普及を進めます。

■ 都市防災の方針図

